

事務連絡
令和4年1月29日

介護サービス事業所 管理者様
高齢者施設管理者様

北九州市保健福祉局介護サービス担当課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等の待機期間等について

平素から本市の保健福祉行政についてご理解及びご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省から濃厚接触者の待機期間及び無症状患者の療養解除基準について、下記のとおり示されましたので、お知らせします。引き続き、感染拡大防止措置を十分に講じていただくとともに、発生を知った場合は、支援している高齢者の生活維持が確保されるよう配慮していただき、対応等で不明な点は、介護保険課までご相談ください。

記

1 濃厚接触者の待機期間について

- ・陽性者との最終接触等から、原則、7日間で8日に解除
- ・社会機能維持者は、無症状であり、陽性者との最終接触等から4日目及び5日の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能。

※抗原定性検査キットを用い、5日に解除を行う場合は、必ず、別紙を参照のこと。

- ・待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する場合は、事業所において、感染対策を徹底すること。また、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用もできる限り避けること。

2 無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準について

- ・無症状患者は、検体採取日から7日間を経過した場合には、8日に療養解除が可能。
- ・濃厚接触者と同様、事業所において、感染対策を徹底すること。また、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用もできる限り避けること。

(参考) 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

北九州市保健福祉局介護保険課
担当 篠木 福富 木村
TEL 582-2771

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月28日一部改正事務連絡）から抜粋

- (1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
- (2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
- (4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求める。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いないことを確認しました。

確認日 :

令和　年　月　日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社○○○○

確認者の住所：

○○県○○市○○